

事 務 連 絡  
平成 27 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管課 御中

消 防 庁 救 急 企 画 室

### 救急自動車に備え付ける反射材について

夜間における救急活動の安全確保については、これまでも各消防本部において、積極的に取り組んでこられたところですが、平成24年1月、自動車専用道路上の交通事故により、一時的に電源喪失状態に陥った救急自動車の周囲で二次災害防止の活動中であった救急隊長が、後続車両に衝突されて死亡する事故が発生しています。

このような状況を受けて、一般社団法人日本救急医学会、同日本臨床救急医学会及び同日本交通科学学会より、他の交通車両等からの救急自動車の夜間視認性を向上させるべく、救急車に再帰性に富んだ反射材を備えることについての提言がなされたところです。

今般、国土交通省自動車局技術政策課から、救急自動車に備え付ける反射材に係る取り扱いについて、別添の「救急自動車に備え付ける反射材について」（平成27年8月20日付け事務連絡）により、周知されましたので、お知らせします。

つきましては、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨連絡していただくようお願いいたします。

#### 【お問い合わせ先】

消防庁救急企画室救急推進係 新田係長、濱砂事務官

電話 03-5253-7529 E-mail [kyukyusuishin@soumu.go.jp](mailto:kyukyusuishin@soumu.go.jp)



別添

事務連絡  
平成 27 年 8 月 20 日

各地方運輸局技術安全部技術課  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課  
自動車検査独立行政法人  
日本自動車整備振興会連合会 御中

自動車局技術政策課

### 救急自動車に備え付ける反射材について

救急自動車については、元来、赤色回転灯によりその存在を他の交通に知らせております。しかしながら、交通事故に巻き込まれる等により一時的に電源が失われ赤色回転灯が使用できない場合には、他の交通からの発見が困難な危険な状態で救急活動を行うこととなります。現に、平成 24 年 1 月には、自動車専用道路上で電源喪失状態に陥った救急自動車の救急救命士が、後続車に衝突されて死亡する事故が発生しているところです。このような状況を受けて、一般社団法人 日本救急医学会、同 日本臨床救急医学会及び同 日本交通科学学会が、他の交通から救急自動車の夜間視認性を向上させるべく、車両に再帰性に富んだ反射材を備えることを提言しているところです。

については、救急自動車に備え付ける反射材に係る取り扱いについて、自動車の検査の円滑化を図る観点から、下記の通り明確化しますので、改めて了知いただきますよう、宜しく申し上げます。

なお、本事務連絡は、再帰反射材以外の反射材を備え付けた救急自動車への審査等が今後増加することが想定されることから、改めてその取り扱いについて周知徹底を図るためのものであり、従来の審査等の運用を何ら変更するものではありません。

### 記

1. 現行の道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）では、第 38 条の 3 等において再帰反射材の技術的要件や取り付け方法を定めるとともに、大型貨物車等をはじめとする車両の一定の箇所のみその装着を認めています。
2. 他方、再帰反射材以外の反射材については、保安基準第 42 条(その他の灯火等の制限)の要件を満たす限りにおいて、救急自動車を含むその他の車両への装着も可能です。

以上

(参考)

## 道路運送車両の保安基準 (抜粋)

(再帰反射材)

第 38 条の 3 自動車 (次の各号に掲げるものを除く。) の前面 (被牽 (けん) 引自動車の前面に限る。)、両側面及び後面には再帰反射材を備えることができる。

- 一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの
  - 二 前号の自動車の形状に類する自動車
  - 三 二輪自動車
  - 四 側車付二輪自動車
  - 五 カタピラ及びそりを有する軽自動車
- 2 再帰反射材は、光を光源方向に効果的に反射することにより夜間に自動車の前方 (被牽 (けん) 引自動車の前方に限る。)、側方又は後方にある他の交通に当該自動車の長さ又は幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 再帰反射材は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

(その他の灯火等の制限)

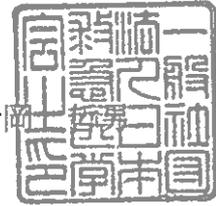
第 42 条 自動車には、第三十二条から前条までの灯火装置若しくは反射器又は指示装置と類似する等により他の交通の妨げとなるおそれのあるものとして告示で定める灯火又は反射器を備えてはならない。

## 提言：救急車に「再帰性に富んだ反射板(材)」の使用を！

平成 27 年 7 月 21 日

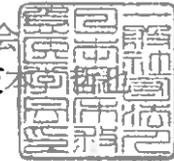
日本救急医学会  
代表理事

行岡



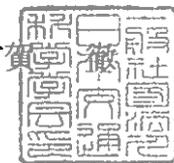
日本臨床救急医学会  
代表理事

坂本



日本交通科学学会  
会 長

有賀



救急車などの緊急自動車については、その存在を視覚的に訴える方法は赤色灯が主たるものであり、それを補完する手段は少ないのが現状です。そのため、エンジンやバッテリーなど動力に問題が発生し灯火類を失った場合、視認性が著しく低下し、夜間の活動時に事故に遭遇するという危険があります。実際、平成 24 年 1 月に交通事故によって灯火できない状態となった救急車が高速道路上で停車し、交通誘導していた救急救命士が後続車両に轢かれ、殉職するという痛ましい事故が発生しています。

視認性を高めるために”再帰反射材”を用いることは有用ですが、道路運送車両の保安基準に抵触するため、車体へ貼付することはできません。さらに通常の反射材についても、道路運送車両の保安基準およびその細目を定める告示で、①他の交通の妨げとなるおそれのあるもの、②反射光の色が赤色である反射器を前方に表示するもの、③反射光の色が白色である反射器を後方に表示するものについて、それぞれ備えてはならないという規定があります。一方で、これに従うなら、車両に反射材を貼付する法的制限はありません。輝度の点から再帰反射材は視認性に優れていますが、最近の反射材は高い再帰性を有しています。つまり、再帰反射材としての指定基準を満たさないものの「再帰性に富んだ反射材」を上記の規定に従って使用することは、現行法規に抵触することなく、緊急自動車の視認性の向上に有用となります。

救急車やドクターカー、DMAT カーなど緊急自動車を使用して活動する救急隊員および医師、看護師、搬送される患者らの安全を確保し、二次災害を予防するためにも視認性の向上は重要であり、「再帰性に富んだ反射材」を使用すべきであると考え、ここに提言いたします。

(以上)